

美しいあなんを求めて

下水道

阿南市では、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図り、併せて公共用水域の水質を保全することを目的として公共下水道の整備を進めています。

第1期計画区域である富岡町（JR牟岐線より西側）では、平成23年4月から下水道が順次使用できるようになります。

今回は、助成金や利子補給金についてご説明します。

◎助成金・利子補給金とは

下水道の普及を促進するため、供用開始の告示後、一定期間内に排水設備工事を実施した方に、対し「公共下水道普及促進助成金制度」や「排水設備工事利子補給金制度」を設けています。

下水道への接続の際には、これらの助成・利子補給制度をご活用ください。

ただし、これらの助成・利子補給制度は、既設のくみ取り便所を水洗便所に改造し、または既設の浄化槽を廃止して、下水道へ接続する場合を対象として

いますので、新築をして下水道へ接続する場合は、助成金・利子補給金の対象外となります。

助成金および利子補給金の交付条件

申請者が以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 排水設備の設置義務者（建物の所有者）であること
- (2) 供用開始の日から3年以内に、下水道に接続し、完了検査に合格すること
- (3) 受益者負担金について、納付誓約書を提出すること（全額納付済みの場合を除く）
- (4) 市税を滞納していないこと
- (5) 水道料金を滞納していないこと

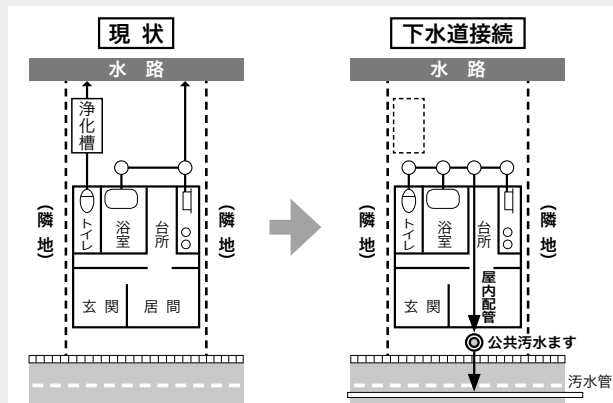
助成金

以下の区分1から区分3の合計額が助成金額となります。

区分	助成金
1	供用開始日から、下水道に接続し完了検査に合格するまでの期間 1年以内→20万円 2年以内→10万円 3年以内→5万円
2	くみ取り便所を水洗便所に改造する工事を伴う場合 3年以内→5万円
3	敷地の状況により、やむを得ず屋内に汚水管を設置しなければならない場合 3年以内→5万円

(区分3の例)

下水道整備により排水方向が逆になるが、隣地境界いっぱい建物建っており、やむを得ず屋内に汚水管を設置する必要がある場合。



利子補給金

排水設備工事にあたり、工事費を金融機関から借入れをする場合の利子を補給します。

利子補給率	3.5%以内
借入金の限度額	100万円以内
借入金の償還期間	3年以内



- 交付条件を満たせば両方の制度を利用することも可能です。
- 工事費用が左記の合計額に満たない場合は、その額を助成金額とします。
- 供用開始日は、場所によって異なります。くわしくは下水道課までお問い合わせください。

区分3の排水設備工事を行った場合の助成金 (助成金の交付条件を満たし申請した場合)

1年以内に接続した場合

$$1 \text{ 助成金 } 200,000\text{円} + 2 \text{ 助成金 } 0\text{円} + 3 \text{ 助成金 } 50,000\text{円} = \text{助成金合計金額 } 250,000\text{円}$$

2年以内に接続した場合

$$1 \text{ 助成金 } 100,000\text{円} + 2 \text{ 助成金 } 0\text{円} + 3 \text{ 助成金 } 50,000\text{円} = \text{助成金合計金額 } 150,000\text{円}$$

3年以内に接続した場合

$$1 \text{ 助成金 } 50,000\text{円} + 2 \text{ 助成金 } 0\text{円} + 3 \text{ 助成金 } 50,000\text{円} = \text{助成金合計金額 } 100,000\text{円}$$

問い合わせは 下水道課 (☎ 22 - 1796) へ